

## 意見書

日

東京高等裁判所令和5年（ネ）第1169号設計業務委託料請求等控訴事件（原審長野地方裁判所飯田支部令和2年（ワ）第4号設計業務委託料請求事件）に関し、貴職より、「特別養護老人ホーム飯田壮新築基本設計説明書」（甲第5号証）に対する原告（控訴人。以下、「原告」という。）の提案（甲第7号証、甲第9号証）と被告（被控訴人。以下、「被告」という。）の回答（甲第8号書、甲第10号証）の妥当性について意見を求められたので、その検証結果について下記のように当職の意見を述べる。

### 記

1. 件 名：飯田市特別養護老人ホーム飯田壮
2. 所 在 地：長野県飯田市東栄町 3137-2 他
3. 構造規模：木造一部鉄骨造 1階建（飯田市建設部地域計画課「基本設計説明書」による）
4. 検 証   一級建築士・性能評価員・博士（工学）
5. 検証結果

#### 1) 検証者の略歴について

最終学歴：東北大学大学院工学研究科博士後期課程修了 博士（工学）

資 格：一級建築士・性能評価員・建築物調査員・CASBEE 建築評価員・免震部建築施工管理技術者・免震建物点検技術者・既存住宅状況調査技術者

直近所属：日本ERI株式会社経営管理部専門部長 兼 株式会社ERIソリューション営業顧問 2019年3月退職

2019年4月12日より 一級建築士事務所 建築検査学研究所 設立（同年12月法人化）  
建築検査に係る出版：マンション劣化不具合総覧（日経BP社、日経アーキテクチュア編）、  
実践住宅検査（日経BP社、日経ホームビルダー編）、建物・設備〔基準値〕品質評価手法  
実務資料集（総合ユニコム）

建築学会論文：10数編

建築系専門誌執筆：建築技術、日経ホームビルダー、日経アーキテクチュア等100数十編

各種委員会委員：国交省、建築学会委員会等多数

他建築法令・検査等に関するセミナー・講演多数及び建築紛争に係る裁判事件鑑定多数

#### 2) 本件裁判原審の争点について

- 1) 本件裁判の原審争点については、端的に言えば、原告は被告の示した当該建物の基本設

計図書では問題が有り、基本設計の手直しから構造的検証が必要であるとの認識を持ち、被告側に納期限延長を含め了解を求めるが、被告は一部（平面図の変更、地質調査）を認めたのみで、納期限内に成果物（実施設計図書）が提出されなかつたことを反訴（契約違反若しくは債務不履行）として提訴し、これが認められた。

- 2) 原告はこれを不服として控訴したものであるが、当職の検証では争点が少しずれているのではないかと思料する。
- 3) 本件裁判に係る当職の意見
  - 1) 仕様書（甲第4号証）及び本件基本設計説明書（甲第5号証。以下、「説明書」という。）では、本件建物の確認申請（計画通知）は本件受託者がその資格において提出することになっている。それは即ち説明書に示された基本設計図書（図面記載事項から飯田市建設部地域計画課において作成されたものと推察される）の権利及び責任を全て原告が引き継ぐことを意味する。
  - 2) 従って、当該基本設計が誰（有資格者若しくは無資格者）の手によって作成されたか不明の基本設計図書に設計上の瑕疵が存在すれば、その法的責任を負うことを意味する。
  - 3) 原告は当該提供基本設計図書を基にした実施設計を行うにあたり、建築士法に定める建築士の責任において、精査したところ、構造上の問題や飯田市の設計方針にそぐわない個所が散見されたため、基本設計の見直し等を申し出ているが（甲第7号証、甲第9号証）、これには明確な回答がなされていない（甲第8号書、甲第10号証）。
  - 4) 間取りやデザイン的なものには依頼人の意向が大いに有り得るので、これについての異議は本件業務委託契約上いささか無理があるとはいえ、構造的問題は将来設計者責任として訴追される性質のものであり、本件基本設計者が責任を取れない以上、原告の提案は妥当であるので受け入れるべきであった。
  - 5) 従って、本事業者（本件競争入札主催者）は基本的な建築士法等の権利・義務について明示すべきであり、将来的不法行為につながる可能性の排除については、被告が行政であることからも、充分留意する事案であった。
  - 6) これらの可能性を排除することなく、また説明もなく、その責任を負わず、原告の債務不履行のみを主張することは、本来のあるべき競争入札制度を偏向させる行為であり、地方行政の建築行政の在り方にも悪影響を及ぼすものと思料する。
  - 7) さらに言えば、原告との解約後、新たに選定された設計事務所により確認申請がなされ、実際に建設された建物は、意匠・構造等に原告の提案が反映された部分（原告作成の「章設計の提案を鈴木設計が採用した内容」にも記載（特に10・11・13項の構造的問題等）、また当該設計図書と原告提案書を比較すれば明白である）もあり、被告から提示された設計説明書の基本計画図書がそのまま実施設計を行うには問題であったことの証左であるものと思料する。

以上